

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5S8N10000030		5SXS1AE0055 0001					
品名 または 件名							
奄美駐屯地草刈役務 ほか2件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST			A			
納地または工事場所				引 渡 場 所			
各地				奄美駐屯地業務隊 管理科			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
各地				令和8年3月27日 (金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊奄美駐屯地 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和7年7月31日 (木) 14時00分 会計隊 多目的室(B庁舎2F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和7・8・9年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者

エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2) 公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)、奄美駐屯地、奄美大島商工会議所

(3) 落札決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 違約金に関する事項

- ア 入札保証金：免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除 但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- イ 電信・電話による入札
- ウ 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札
- エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 契約書等作成

- ア 落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。
- イ 適用する契約条項
 - 「役務請負契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」




(8) その他

- ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- イ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和7年7月30日（水）17時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、令和7年7月30日（水）17時00分までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- ウ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- エ 資格審査結果通知書の写しを令和7年7月30日（水）17時00分までに提出すること。
- オ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。
- カ 第7項（8）ウ・オの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。

(9) 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49 陸上自衛隊奄美駐屯地
TEL 0997-54-1060
FAX 0997-54-1066
第443会計隊 契約班 担当：東島 内線：343

奄美駐屯地草刈役務

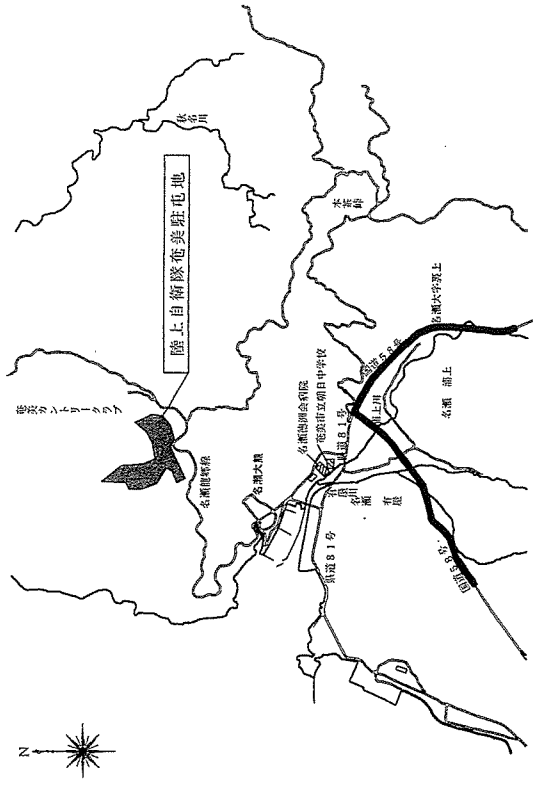
件名	奄美駐屯地草刈役務		図面番号	1 / 3
図名	表紙		縮尺	
業務隊長	管理科長	管財		工事企画
				
奄美駐屯地業務隊 管理科			R7.7.10	

仕様書

- 1 件名：奄美駐屯地草刈役務
- 2 場所
鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49 陸上自衛隊奄美駐屯地
- 3 概要
本役務は、次に示す場所において、草刈、刈草の回収及び駐屯地内仮置き場までの運搬作業を行うもの。
奄美駐屯地 22,994㎡(3回/年)：計 68,982㎡
- 4 期間
契約締結日から令和7年3月27日までとし、細部期間は次のとおり(作業日は係官と要協議)
1回目は9月から10月、2回目は11月から12月、3回目は2月から3月を基準とする。
- 5 一般事項
 - (1) 受注者は設計図書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、係官と協議しその指示に従うものとする。
 - (2) 役務中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚破損させた場合は、受注者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
 - (3) 入出門及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則及び係官の指示に従うものとする。
 - (4) 本役務に際して本設計図書に明記なき事項についても当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。
 - (5) 本役務の写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラを使用し、着手前、施工中、完成時及び係官の指示するところを撮影し、係官に提出するものとする。
 - (6) 受注者は契約後、速やかに「臨時入門許可申請書」を提出するものとする。
(外国籍作業員の入門許可については、申請書提出から3ヶ月程度の期間が必要)
 - (7) 作業可能日は、月曜日から金曜日とし、作業可能時間については午前8時30分から午後5時までを基準とする。上記以外で作業を行う場合は、必ず係官と調整すること。
 - (8) 現場状況に応じ、適切な機械・手法を用いて作業を行うものとする。

6 特記事項

- (1) 受注者は、協力会社等へ業務委託する場合であっても必ず作業前に現場確認を行うものとする。
- (2) 受注者は、作業実施日について事前に係官と協議を実施し、指定された期間において作業を実施するものとする。
- (3) 作業実施に際し、必要な用具・資材・燃料等はすべて受注者が準備するものとする。
- (4) 草刈は、指定された地域をむらなく実施するものとする。
- (5) 草刈における小石の飛び跳ね等により、周囲の建物・工作物及び車両等を損傷させないよう所要の措置を講ずるものとする。
- (6) 草刈範囲は配置図に基づき、係官の指示する箇所の草刈を実施するものとする。
- (7) 刈草はフレコンバッグ(500L~1,000L)等で回収し、指定された駐屯地仮置き場まで受注者において運搬するものとする。
- (8) 作業完了後、1週間以内の確認時に明らかにな刈むら・刈残しが見られた場合には、受注者の背責任において再度行うものとする。
- (9) 刈込高さは、係官と事前に協議し決定するものとする。



駐屯地案内図

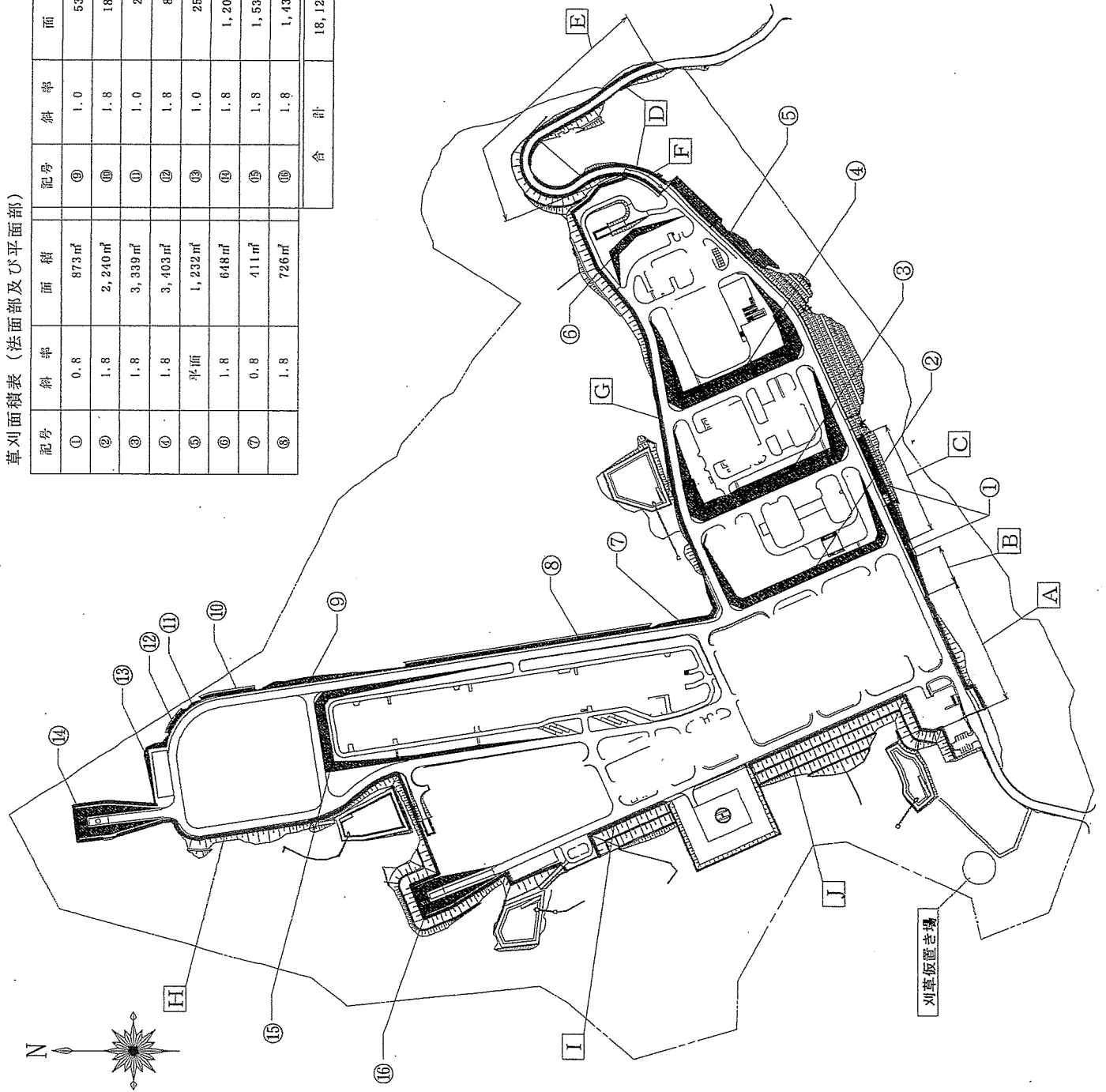
件名	奄美駐屯地草刈役務	図面番号	2 / 3
図名	仕様書・案内図	版数	S=1/X
	奄美駐屯地義務隊 管理科		R7.7.10

草刈面積表 (法面部及び平面部)

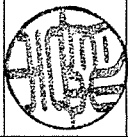



記号	斜率	面積	記号	斜率	面積
①	0.8	873㎡	⑨	1.0	538㎡
②	1.8	2,240㎡	⑩	1.8	182㎡
③	1.8	3,339㎡	⑪	1.0	22㎡
④	1.8	3,403㎡	⑫	1.8	86㎡
⑤	平面	1,232㎡	⑬	1.0	257㎡
⑥	1.8	648㎡	⑭	1.8	1,200㎡
⑦	0.8	411㎡	⑮	1.8	1,535㎡
⑧	1.8	726㎡	⑯	1.8	1,436㎡
合 計					18,128㎡

草刈面積表 (外柵等沿い)

記号	延長	幅	面積	備考
A	130.6m	2m	261.2㎡	外柵沿い、斜面部
B	45.5m	3m	136.5㎡	法面沿い、平面部
C	115.3m	1m	115.3㎡	法面沿い、斜面部
D	311.0m	2m	622.0㎡	側溝沿い、斜面部
E	286.0m	2m	572.0㎡	側溝沿い、斜面部
F	40.0m	3.5m	140.0㎡	側溝沿い、平面部
G	430.0m	2m	860.0㎡	外柵沿い、斜面部
H	730.8m	2m	1,461.6㎡	外柵沿い、斜面部
I	97.9m	2m	195.8㎡	外柵沿い、斜面部
J	250.6m	2m	501.2㎡	外柵沿い、斜面部
合 計			4,865.6㎡	



瀬戸内分屯地(A地区)草刈役務

件名	瀬戸内分屯地(A地区)草刈役務		図面番号	1 / 3
図名	表紙		縮尺	
業務隊長	管理科長	管財	工事企画	
				
奄美駐屯地業務隊 管理科			R7.7.10	

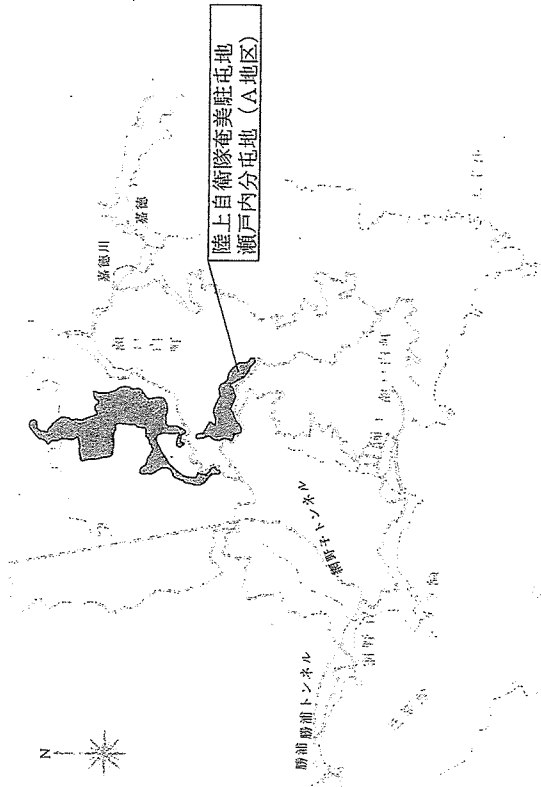
仕様書

1 件名：瀬戸内分屯地 (A地区) 草刈役務
 2 場所：鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子684番地2 陸上自衛隊瀬戸内分屯地

3 概要
 本役務は、次に示す場所等において、草刈、刈草の回収及び分屯地内仮置き場への運搬を行うもの。
 瀬戸内分屯地 (A地区) 17,525㎡ (3回/年) 計 52,575㎡

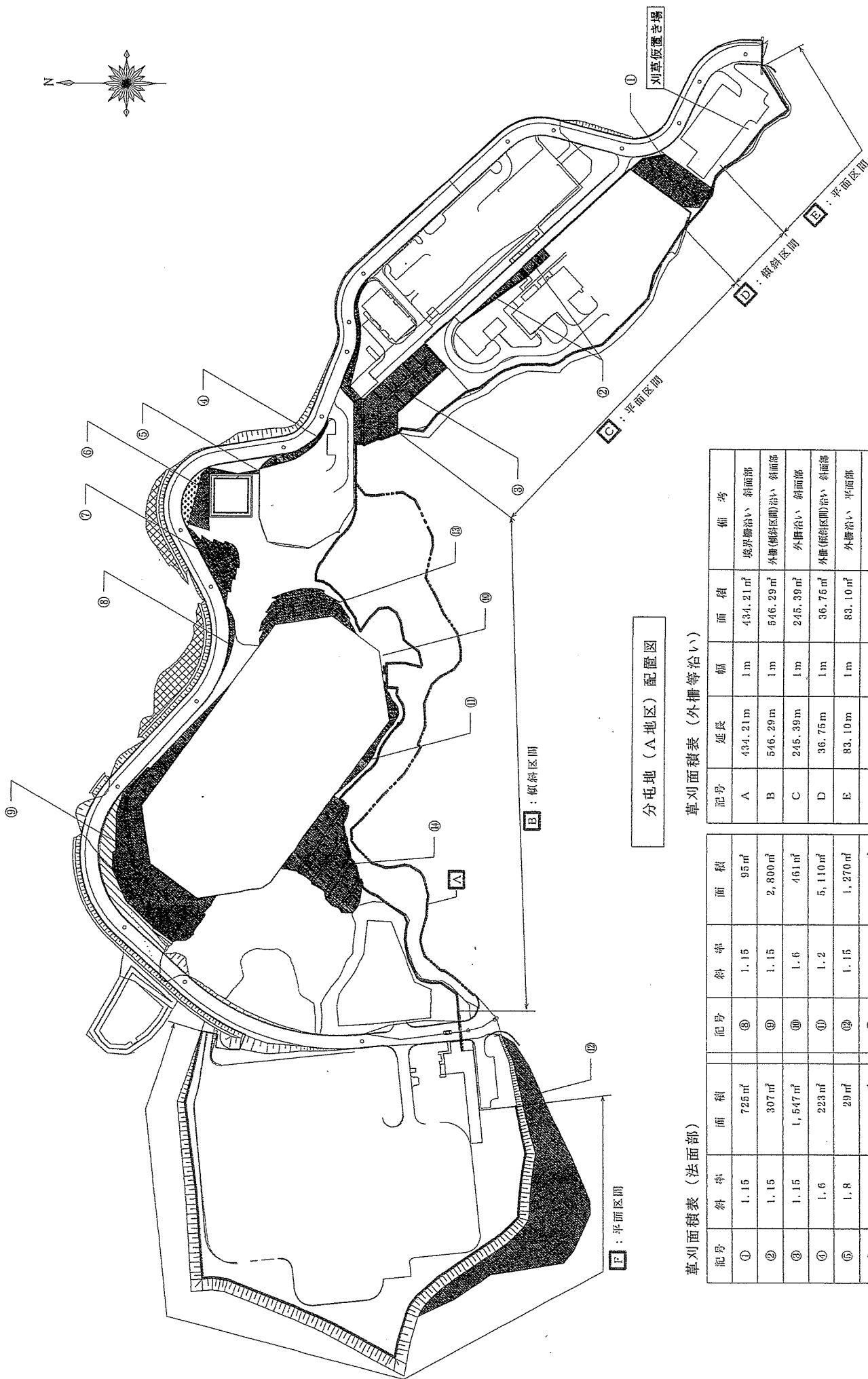
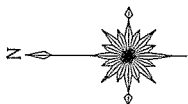
4 期間
 契約締結日から令和8年3月27日までとし、作業期間は次のとおり (作業日は係官と要協議)
 1回目は9月から10月、2回目は11月から12月、3回目は2月から3月を基準とする

- 5 一般事項
- (1) 受注者は設計図書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、係官と協議しその指示に従うものとする。
 - (2) 役務中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚破損させた場合は、受注者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
 - (3) 入出門及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則及び係官の指示に従うものとする。
 - (4) 本役務に際して本設計図書に明記なき事項についても当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。
 - (5) 本役務の写真は、カメラ (カラー) 又はデジタルカメラを使用し、着事前、施工中、完成時及び係官の指示するところを撮影し、係官に提出するものとする。
 - (6) 受注者は契約後、速やかに「臨時入門許可申請書」を提出するものとする。
 (外国籍作業員の入門許可については、申請書提出から3ヶ月程度の期間が必要)
 - (7) 作業可能日は、月曜日から金曜日とし、作業可能時間については午前8時30分から午後5時までを基準とする。上記以外で作業を行う場合は、必ず係官と調整すること。
 - (8) 現場状況に応じ、適切な機械・手法を用いて作業を行うものとする。
- 6 特記事項
- (1) 受注者は、協力会社等へ業務委託する場合であっても必ず作業前に現場確認を行うものとする。
 - (2) 受注者は、作業実施日について事前に係官と協議を実施し、指定された期間において作業を実施するものとする。
 - (3) 作業実施に際し、必要な用具・資材・燃料等はすべて受注者が準備するものとする。
 - (4) 草刈は、指定された地域をむらなく実施するものとする。
 - (5) 草刈における小石の飛び跳ね等により、周囲の建物・工作物及び車両等を損傷させないよう所要の措置を講ずるものとする。
 - (6) 草刈範囲は配置図に基づき、係官の指示する箇所の草刈を実施するものとする。
 - (7) 刈草はフレコンバッグ (500L~1,000L) 等で回収し、指定された駐屯地仮置き場まで受注者において運搬するものとする。
 - (8) 作業完了後、1週間以内の確認時に明らかな刈むら・刈残しが見られた場合には、受注者の背責任において再度行うものとする。
 - (9) 刈込高さは、係官と事前に協議し決定するものとする。



分屯地案内図

件名	瀬戸内分屯地 (A地区) 草刈役務	図面番号	2 / 3
図名	仕様書・案内図	図尺	S=1/X
奄美駐屯地業務隊 管理科		R7.7.10	



分屯地 (A地区) 配置図

草刈面積表 (法面部)





記号	斜率	面積	記号	斜率	面積
①	1.15	725㎡	⑧	1.15	95㎡
②	1.15	307㎡	⑨	1.15	2,800㎡
③	1.15	1,547㎡	⑩	1.6	461㎡
④	1.6	223㎡	⑪	1.2	5,110㎡
⑤	1.8	29㎡	⑫	1.15	1,270㎡
⑥	1.8	328㎡	⑬	1.15	1,554㎡
⑦	1.6	674㎡	合計		15,123㎡

草刈面積表 (外柵等沿い)

記号	延長	幅	面積	備考
A	434.21m	1m	434.21㎡	境界線沿い、斜面部
B	546.29m	1m	546.29㎡	外柵(傾斜区間)沿い、斜面部
C	245.39m	1m	245.39㎡	外柵沿い、斜面部
D	36.75m	1m	36.75㎡	外柵(傾斜区間)沿い、斜面部
E	83.10m	1m	83.10㎡	外柵沿い、平面部
F	527.78m	2m	1,055.56㎡	外柵沿い、斜面部
合計			2,401.30㎡	

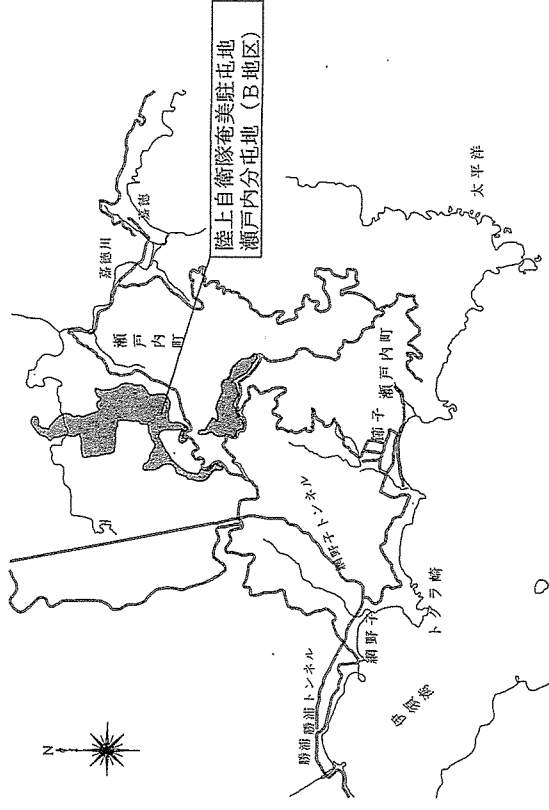
件名	浦戸内分屯地 (A地区) 草刈業務	図号	3 / 3
図名	配置図 (草刈範囲)	図尺	S=1/X
奄美駐屯地薬務隊 管理科		R7.7.10	

瀬戸内分屯地（B地区）草刈役務

件名	瀬戸内分屯地（B地区）草刈役務	図面番号	1 / 4
図名	表紙	縮尺	—
業務隊長	管理科長	管財	工事企画
			
奄美駐屯地業務隊 管理科		R7.7.10	

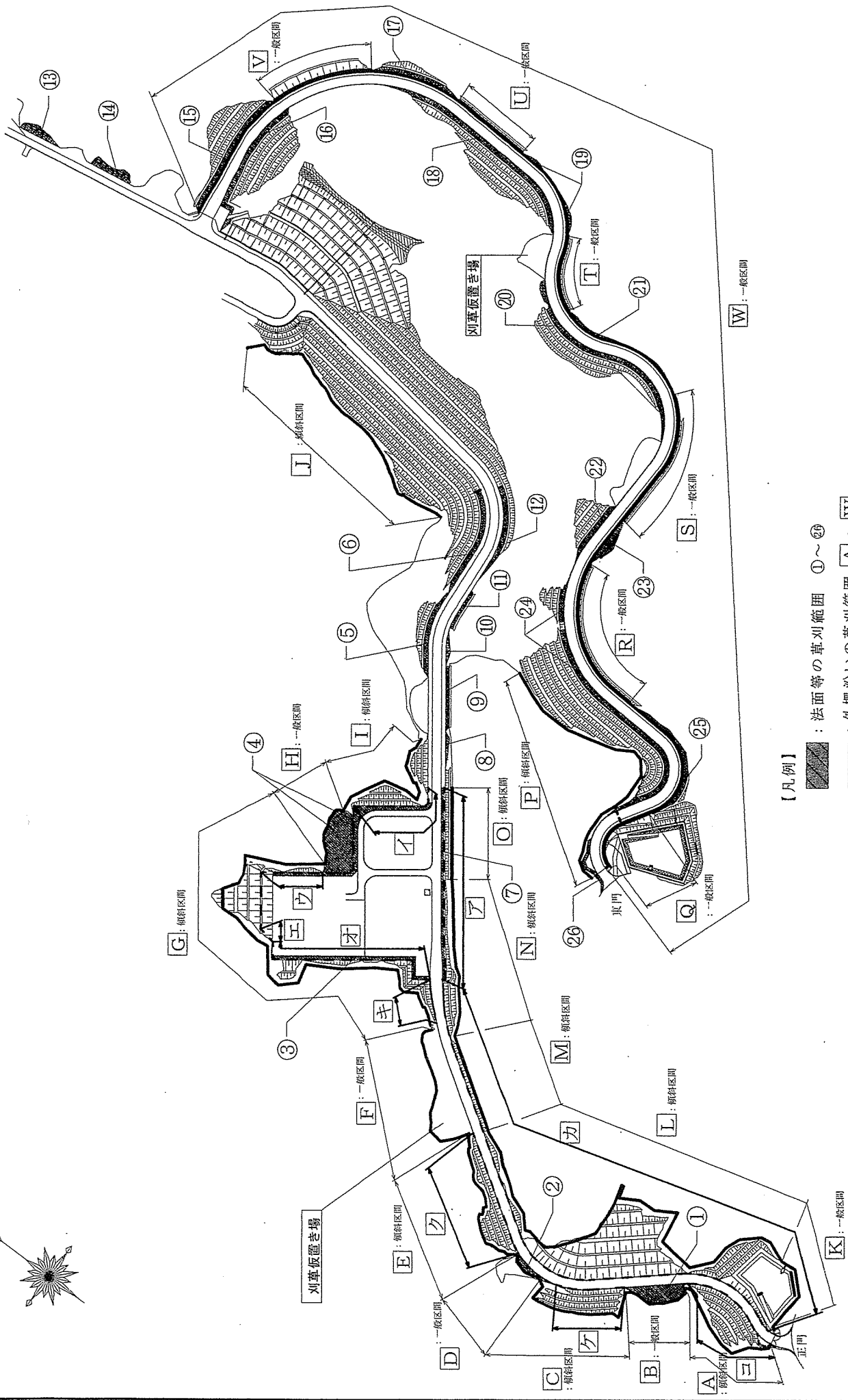
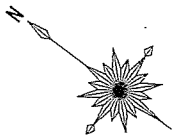
仕様書

- 1 件名：瀬戸内分屯地（B地区）草刈役務
- 2 場所：鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子684番地2 陸上自衛隊瀬戸内分屯地
- 3 概要：本役務は、次に示す場所において、草刈、刈草の回収及び仮置き場への運搬を行うもの。
瀬戸内分屯地（B地区） 第1回目 20,281㎡、第2回目 26,488㎡
- 4 期間：契約締結日から令和8年3月27日までとし、細部期間は次のとおり（作業日は係官と要協議）
1回目は9月から10月、2回目は2月から3月を基準とする。
- 5 一般事項
 - (1) 受注者は設計図書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、係官と協議しその指示に従うものとする。
 - (2) 役務中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚破損させた場合は、受注者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
 - (3) 出入門及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則及び係官の指示に従うものとする。
 - (4) 本役務に際して本設計図書に明記なき事項についても当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。
 - (5) 本役務の写真は、カメラ（カラー）又はデジタルカメラを使用し、着事前、施工中、完成時及び係官の指示するところを撮影し、係官に提出するものとする。
 - (6) 受注者は契約後、速やかに「随時入門許可申請書」を提出するものとする。
（外国籍作業員の入門許可については、申請書提出から3ヶ月程度の期間が必要）
 - (7) 作業可能日は、月曜日から金曜日とし、作業可能時間については午前8時30分から午後5時までを基準とする。上記以外で作業を行う場合は、必ず係官と調整すること。
 - (8) 現場状況に応じ、適切な機械・手法を用いて作業を行うものとする。
- 6 特記事項
 - (1) 受注者は、協力会社等へ業務委託する場合であっても必ず作業前に現場確認を行うものとする。
 - (2) 受注者は、作業実施日について事前に係官と協議を実施し、指定された期間において作業を実施するものとする。
 - (3) 作業実施に際し、必要な用具・資材・燃料等はすべて受注者が準備するものとする。
 - (4) 草刈は、指定された地域をむらなく実施するものとする。
 - (5) 草刈における小石の飛び散り等により、周囲の建物・工作物及び車両等を損傷させないよう所要の措置を講ずるものとする。
 - (6) 草刈範囲は配置図に基づき、係官の指示する箇所の草刈を実施するものとする。
 - (7) 刈草はフレコンバッグ（500L～1,000L）等で回収し、指定された駐屯地仮置き場まで受注者において運搬するものとする。
 - (8) 作業完了後、1週間以内の施設時に明らかにならぬ刈むら・刈残しが見られた場合には、受注者の責任において再度行うものとする。
 - (9) 刈込高さは、係官と事前に協議し決定するものとする。



分屯地案内図

件名	瀬戸内分屯地（B地区）草刈役務	図面番号	2 / 4
図名	仕様書・案内図	冊数	S-1/X
	奄美駐屯地業務隊 管理科		R7.7.10



【凡例】

■：法面等の草刈範囲 ①～⑭

—：外柵沿いの草刈範囲 A～W

- - -：内柵、道路等沿いの草刈範囲ア～コ

件名	瀬戸内分屯地 (B地区) 草刈業務	図面番号	3 / 4
図名	配置図 (草刈範囲)	縮尺	S=1/A
菅美駐屯地業務隊 管理科		R7.7.10.	

草刈面積表（法面部及び平面部）

記号	斜率	面積	1回目	2回目	備考
①	平面	552.2㎡	○	○	
②	平面	117.2㎡	○	○	
③	平面	254.9㎡	○	○	
④	平面	1,511.7㎡	○	○	
⑤	1:0.8	370.8㎡	○	○	
⑥	1:0.8	513.6㎡	○	○	
⑦	平面	380.7㎡	○	○	
⑧	1:0.8	102.3㎡	○	○	
⑨	1:1.8	137.8㎡	○	○	
⑩	1:1.0	95.9㎡	○	○	
⑪	1:1.8	94.6㎡	○	○	
⑫	1:0.8	539.7㎡	○	○	
⑬	1:0.8	314.2㎡	○	○	
⑭	1:0.8	311.3㎡	○	○	
⑮	1:0.8	628.8㎡	○	○	
⑯	1:0.8	571.5㎡	○	○	
⑰	1:0.8	470.4㎡	○	○	
⑱	1:0.8	1,228.0㎡	○	○	
⑲	1:1.0	200.7㎡	○	○	
⑳	1:0.8	1,178.9㎡	○	○	
㉑	1:1.0	306.7㎡	○	○	
㉒	1:0.8	344.0㎡	○	○	
㉓	1:1.0	402.1㎡	○	○	
㉔	1:0.8	1,624.4㎡	○	○	
㉕	1:1.0	877.7㎡	○	○	
㉖	1:1.0	226.4㎡	○	○	
合計		1・2回目共	13,356.5㎡		

草刈面積表（外柵沿い）

記号	延長	場所	幅	面積	1回目	2回目	備考
A	123.1m	内側 外側	1.0m 2.0m	123.1㎡ 246.2㎡		○	外柵沿い、斜面部
B	43.7m	外側	2.0m	87.4㎡		○	外柵沿い、斜面部
C	101.6m	内側 外側	1.0m 2.0m	101.6㎡ 203.2㎡		○	外柵沿い、斜面部
D	31.4m	外側	2.0m	62.8㎡		○	外柵沿い、平面部
E	134.9m	内側 外側	1.0m 2.0m	134.9㎡ 269.8㎡		○	外柵沿い、斜面部
F	130.9m	内側 外側	1.0m 2.0m	130.9㎡ 261.8㎡		○	外柵沿い、斜面部
G	397.1m	内側 外側	1.0m 2.0m	397.1㎡ 794.2㎡		○	外柵沿い、斜面部
H	46.0m	外側	2.0m	92.0㎡		○	外柵沿い、斜面部
I	82.6m	内側 外側	1.0m 2.0m	82.6㎡ 165.2㎡	○	○	外柵沿い、斜面部
J	240.6m	内側 外側	2.0m 2.0m	481.2㎡ 481.2㎡		○	外柵沿い、斜面部
K	72.4m	内側 外側	0.3m 2.0m	21.7㎡ 144.8㎡		○	外柵沿い、斜面部
L	430.7m	内側 外側	1.0m 2.0m	430.7㎡ 861.4㎡		○	外柵沿い、斜面部
M	77.2m	内側 外側	1.0m 2.0m	77.2㎡ 154.4㎡		○	外柵沿い、斜面部
N	127.2m	内側 外側	1.0m 2.0m	127.2㎡ 254.4㎡		○	外柵沿い、斜面部
O	89.4m	内側 外側	1.0m 2.0m	89.4㎡ 178.8㎡		○	外柵沿い、斜面部
P	248.8m	内側 外側	1.0m 2.0m	248.8㎡ 497.6㎡	○	○	外柵沿い、斜面部
Q	66.8m	外側	2.0m	133.6㎡	○	○	外柵沿い、斜面部
R	128.3m	外側	2.7m	346.4㎡	○	○	外柵沿い、斜面部
S	116.4m	外側	2.7m	314.3㎡	○	○	外柵沿い、斜面部
T	64.0m	外側	2.7m	174.4㎡	○	○	外柵沿い、斜面部
U	67.1m	外側	2.7m	181.2㎡	○	○	外柵沿い、斜面部
V	84.0m	外側	2.0m	168.0㎡	○	○	外柵沿い、斜面部
W	1,082.3m	内側	2.0m	2,164.6㎡	○	○	外柵沿い、平面部
合計					1回目	2回目	
					4,476.7㎡	10,684.1㎡	

草刈面積表（柵及び側溝沿い）

記号	延長	場所	幅	面積	1回目	2回目	備考
ア	154.8m	外側	2.7m	418.0㎡	○	○	側溝沿い、斜面部
イ	75.1m	外側	2.0m	150.2㎡	○	○	側溝沿い、斜面部
ウ	50.3m	外側	1.0m	50.3㎡	○	○	側溝沿い、斜面部
エ	14.5m	内側 外側	1.0m 1.0m	14.5㎡ 14.5㎡	○	○	側溝沿い、斜面部
オ	154.7m	外側	2.0m	309.4㎡	○	○	側溝沿い、斜面部
カ	456.2m	外側	2.0m	912.4㎡	○	○	道路沿い、斜面部
キ	35.8m	外側	2.0m	71.6㎡	○	○	道路沿い、斜面部
ク	104.3m	外側	2.0m	208.6㎡	○	○	道路沿い、斜面部
ケ	56.1m	外側	2.0m	112.2㎡	○	○	道路沿い、斜面部
コ	92.8m	外側	2.0m	185.6㎡	○	○	道路沿い、斜面部

合計 1・2回目共 2,447.3㎡